# § 1 調査結果の概要

## 1 平均賃金

#### (1)規模別

平成13年7月1か月間の県内常用従業員の平均賃金は、323,414円 となっている。

これを規模別にみると、中小企業で 266,560 円 (平均年齢 40.1 歳、平均勤続年数 9.7 年 ) 大企業で 361,812 円 (平均年齢 39.7 歳、平均勤続年数 16.0 年 ) となっている。

平均賃金の内訳をみると、中小企業では基準内賃金が 243,476 円、基準外賃金が 23,084 円で、大企業では基準内賃金が 324,589 円、基準外賃金が 37,223 円となっている。基準外賃金は、中小企業で平均賃金の 8.7 %を占め、大企業で 10.3 %を占めている。(第1表)

## 第1表 規模別平均賃金

				平均賃金			
区分	規模	勤続年数	平均年齢	基準内賃金	基準外賃金	総額	
		(年)	(歳)	(円)	(円)	(円)	
	中小企業	9.7	40.1	243,476	23,084	266,560	
全産業	大企業	16.0	39.7	324,589	37,223	361,812	
	規模計	13.5	39.9	291,891	31,523	323,414	

#### (2)産業別

基準内平均賃金を産業別に金額の高い順にみると、中小企業では「金融・保険業」305,476円、「建設業」289,871円、「卸売・小売業」245,605円の順となっており、大企業では「金融・保険業」423,014円、「建設業」363,858円、「卸売・小売業」335,301円の順となっている。(第2表)

基準内賃金を100とした場合の基準外賃金の割合をみると、中小企業、大企業ともに「運輸業」が最も高く、それぞれ19.2%、19.5%となっている。次いで、中小企業、大企業ともに「製造業」が2番目に高く、それぞれ11.0%、10.5%となっている。(第3表)

# 第2表 産業・規模別平均賃金

					平均賃金	
区分	規模	勤続年数	平均年齢	基準内賃金	基準外賃金	総額
		(年)	(歳)	(円)	(円)	(円)
	中小企業	10.9	40.4	289,871	26,022	315,893
建設業	大企業	15.9	40.3	363,858	27,556	391,414
	規模計	13.6	40.3	330,543	26,865	357,408
	中小企業	13.2	40.6	237,202	26,107	263,309
製造業	大企業	18.6	39.0	308,984	32,422	341,406
	規模計	16.4	39.7	279,985	29,871	309,856
卸売・	中小企業	8.7	37.1	245,605	11,916	257,521
	大企業	13.0	36.2	335,301	26,416	361,718
小売業	規模計	11.1	36.6	295,997	20,063	316,060
金融・	中小企業	15.6	37.4	305,476	15,117	320,593
	大企業	17.6	39.6	423,014	33,821	456,835
保険業	規模計	17.3	39.3	406,823	31,245	438,068
	中小企業	8.6	43.6	226,354	43,504	269,859
運輸業	大企業	17.3	42.8	313,857	61,296	375,153
	規模計	15.1	43.0	291,894	56,830	348,724
サービ	中小企業	7.5	39.2	235,060	15,860	250,919
	大企業	11.8	37.7	295,950	19,853	315,803
ス業	規模計	9.4	38.5	262,193	17,639	279,833

# 第3表 基準内賃金を100としたときの基準外賃金の割合

			卸売・	金融・		サービ	
区分	建設業	製造業			運輸業		全産業
			小売業	保険業		ス業	
中小企業	9.0	11.0	4.9	4.9	19.2	6.7	9.5
大企業	7.6	10.5	7.9	8.0	19.5	6.7	11.5
規模計	8.1	10.7	6.8	7.7	19.5	6.7	10.8

#### 2 諸手当

## (1)家族手当

家族手当を支給している事業所の割合は 81.7 %となっており、規模 別では中小企業で 77.0 %、大企業で 91.5 %となっている。産業別にみ ると、「金融・保険業」(97.2 %)、「卸売・小売業」(91.7 %)の2産業 で9割を越えている。(第4表)

家族手当の支給額は、各手当とも中小企業より大企業のほうが高くなっている。(第5表)

## 第4表 家族手当を支給している事業所の割合

(単位:%)

						<del>_</del>	
			卸売・	金融・		サービ	
区分	建設業	製造業			運輸業		全産業
			小売業	保険業		ス業	
中小企業	54.3	81.4	91.1	100.0	68.2	77.6	77.0
大企業	100.0	82.9	92.5	96.6	88.2	92.5	91.5
規模計	65.6	81.8	91.7	97.2	73.8	81.4	81.7

# 第5表 家族手当の平均支給額

(単位:円)

	配偶者	第一子	第二子	
区分				その他
	(1人目)	(2人目)	(3人目)	
中小企業	10,508	3,917	3,636	3,521
大企業	15,516	5,846	4,649	3,557
規模計	12,328	4,612	4,002	3,534

#### (2)役付手当

役付手当を支給している事業所の割合は 84.3 %となっており、規模 別では中小企業で 82.5 %、大企業で 88.1 %となっている。産業別にみ ると、「金融・保険業」(91.7 %)のみ9割を越えている。(第6表)

役付手当の支給額は、各手当とも中小企業より大企業のほうが高くなっている。(第7表)

また、部長級の役付手当の支給額を 100 とした場合、次長級 80 %、 課長級 62 %、課長代理級 44 %、係長・主任級 24 %となっている。(第 8表)

# 第6表 役付手当を支給している事業所の割合

(単位:%)

			卸売・	金融・		サービ	
区分	建設業	製造業			運輸業		全産業
			小売業	保険業		ス業	
中小企業	71.7	85.6	85.7	100.0	77.3	83.6	82.5
大企業	86.7	80.0	87.5	89.7	88.2	95.0	88.1
規模計	75.4	84.1	86.5	91.7	80.3	86.5	84.3

# 第7表 役付手当の平均支給額

(単位:円)

		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		課長	係長・
区分	部長級	次長級	課長級		
				代理級	主任級
中小企業	68,023	54,459	43,326	29,811	16,998
大企業	82,482	63,752	49,330	35,303	18,565
規模計	72,617	57,827	45,227	31,848	17,492

# 第8表 部長級の支給額を100としたときの他の役付手当の割合

区分	部長級	次長級	課長級	課長	係長・
				代理級	主任級
中小企業	100.0	80.1	63.7	43.8	25.0
大企業	100.0	77.3	59.8	42.8	22.5
規模計	100.0	79.6	62.3	43.9	24.1

### (3)通勤手当

通勤手当を支給している事業所の割合は 95.6 %となっており、規模 別では中小企業で 94.5 %、大企業で 97.7 %となっている。今回調査し た手当の中では、最も高い実施率となっている。(第9表)

通勤手当の支給基準をみると、「最高限度額を設定し、その範囲内で支給」とする事業所が最も多く 57.5 %を占め、次いで「全額支給」31.0 %となっている。(第10表)

# 第9表 通勤手当を支給している事業所の割合

(単位:%)

			卸売・	金融・		サービ	
区分	建設業	製造業			運輸業		全産業
			小売業	保険業		ス業	
中小企業	87.0	95.9	98.2	100.0	88.6	96.6	94.5
大企業	100.0	97.1	100.0	100.0	82.4	100.0	97.7
規模計	90.2	96.2	99.0	100.0	86.9	97.4	95.6

# 第10表 通勤手当の支給基準

(単位:%)

		最高限度額を		
区分	全額支給	設定し、その	一部支給	その他
		範囲内で支給		
中小企業	26.4	58.4	6.5	8.8
大企業	40.1	55.8	1.2	2.9
規模計	31.0	57.5	4.7	6.8

### (4)住宅手当

住宅手当を支給している事業所の割合は 62.7 %となっており、規模 別では中小企業で 55.5 %、大企業で 77.8 %となっている。(第11表)

住宅手当の支給基準をみると、「世帯主、単身者とも支給」とする事業所が最も多く 45.2 %となっている。居住形態でみると、「持家、借家等居住形態に関係なく支給」とする事業所が最も多く 37.1 %となっている。(第12表)

# 第11表 住宅手当を支給している事業所の割合

(単位:%)

			卸売・	金融・		サービ	
区分	建設業	製造業			運輸業		全産業
			小売業	保険業		ス業	
中小企業	52.2	53.6	64.3	57.1	20.5	67.2	68.0
大企業	86.7	74.3	82.5	93.1	52.9	72.5	77.8
規模計	60.7	59.1	71.9	86.1	29.5	68.6	71.2

# 第12表 住宅手当の支給基準

(単位:%)

	世帯主、	世帯主	単身者	持家、借家等	一部の居住
区分	単身者			居住形態に関	形態に対し
	とも支給	のみ支給	のみ支給	係なく支給	て支給
中小企業	73.2	23.7	3.1	73.3	26.7
大企業	78.0	22.0	0.0	59.0	41.0
規模計	75.2	23.0	1.8	67.4	32.6

# (5)精皆勤手当

精皆勤手当を支給している事業所の割合は 32.1 %となっており、規模別では中小企業で 40.4 %、大企業で 15.3 %となっている。(第13表) 精皆勤手当の支給方法をみると、「定額」とする事業所が 86.8 %を占めており、「定率」及び「その他」とする事業所は極めて少ない。(統計表2-7)

# 第13表 精皆勤手当を支給している事業所の割合

			卸売・	金融・		サービ	
区分	建設業	製造業			運輸業		全産業
			小売業	保険業		ス業	
中小企業	19.6	58.8	35.7	0.0	56.8	31.9	40.4
大企業	0.0	25.7	22.5	0.0	17.6	15.0	15.3
規模計	14.8	50.0	30.2	0.0	45.9	26.9	32.1

### 3 初任給

平成13年4月採用の新規学卒者の初任給は、高校卒では、生産労働者で 150,589 円、事務・技術・販売労働者で 146,802 円、短大卒の事務・技術・販売労働者で 159,509 円、大学卒の事務・技術・販売労働者で最も高く 181,871 円となっている。(第14表)

## 第14表 規模別初任給

(単位:円)

	高村	交卒	短大卒	大学卒	
区分	生産労働者	事務・技術・	事務・技術・	事務・技術・	
		販売労働者	販売労働者	販売労働者	
中小企業	150,588	145,259	160,506	178,304	
大企業	150,592	149,082	158,417	185,126	
規模計	150,589	146,802	159,509	181,871	

# (1)規模別

規模別にみると、中小企業を 100 とした場合の大企業の指数の範囲は 98.7 ~ 103.8 となっている。(第15表)

## 第15表 初任給の規模別比較

(単位:%)

	高村	交卒	短大卒	大学卒
区分	生産労働者	事務・技術・	事務・技術・	事務・技術・
		販売労働者	販売労働者	販売労働者
中小企業	100.0	100.0	100.0	100.0
大企業	100.0	102.6	98.7	103.8

# (2)学歴別

学歴別にみると、大学卒を 100 とした場合、高校卒の生産労働者の指数は 82.8、高校卒の事務・技術・販売労働者で 80.7、短大卒の事務・技術・販売労働者で 87.7 となっている。(第16表)

#### 第16表 初任給の学歴別比較

(単位:%)

	高村	交卒	短大卒	大学卒	
区分	生産労働者	事務・技術・	事務・技術・	事務・技術・	
		販売労働者	販売労働者	販売労働者	
中小企業	84.5	81.5	90.0	100.0	
大企業	81.3	80.5	85.6	100.0	
規模計	82.8	80.7	87.7	100.0	

## 4 労働時間

#### (1)総実労働時間

平成13年7月1か月間の県内常用従業員の平均総実労働時間は、 167.4 時間となっている。規模別にみると、中小企業では171.4 時間、 大企業では164.0 時間となっている。(第17表)

# (2)所定内実労働時間

月間所定内実労働時間は、156.0 時間となっている。規模別にみると、中小企業では158.1 時間、大企業では153.7 時間となっている。(第17表)

### (3) 所定外実労働時間

月間所定外実労働時間は、11.4 時間となっている。規模別にみると、中小企業では 12.7 時間、大企業では 10.3 時間となっており、中小企業のほうが 2.4 時間長くなっている。(第17表)

## 第17表 規模別総実労働時間

(単位:時間)

	実労働時間					
区分	所定内	所定外	総実労働			
	実労働時間	実労働時間	時間			
中小企業	158.7	12.7	171.4			
大企業	153.7	10.3	164.0			
規模計	156.0	11.4	167.4			

# 5 パートタイム労働者

# (1)平均賃金

平成13年7月1か月間の県内パートタイム労働者の平均賃金は 95,480 円となっている。規模別にみると、中小企業では89,535 円、大企業では99,053 円となっている。(第18表)

第18表 パートタイム労働者の産業、規模別平均賃金

				平均賃金			所定内	所定外	
区分	規模	勤続	年齢	基準内	基準外	総額	実労働	実労働	時給
		月数		賃金	賃金		時間	時間	
		(月)	(歳)	(円)	(円)	(円)	(時間)	(時間)	(円)
	中小企業	33.1	37.5	96,727	4,525	101,252	92.9	3.8	1,041
建設業	大企業	12.5	40.0	108,603	3,226	111,829	89.3	1.2	1,216
	規模計	23.8	38.6	102,102	3,937	106,039	91.3	2.6	1,118
	中小企業	58.0	44.3	92,536	5,447	97,983	107.3	5.2	862
製造業	大企業	44.6	43.5	106,343	7,772	114,115	124.0	6.5	858
	規模計	49.2	43.8	101,598	6,973	108,571	118.2	6.1	860
卸売・	中小企業	31.2	39.5	75,090	3,147	78,237	103.0	2.7	729
	大企業	41.1	39.4	92,177	1,574	93,750	89.0	5.1	1,036
小売業	規模計	38.1	39.4	87,132	2,038	89,170	93.1	4.4	936
金融・	中小企業	51.4	42.5	98,362	0	98,362	115.6	0.0	851
	大企業	37.0	42.8	81,633	619	82,252	84.0	0.7	972
保険業	規模計	41.0	42.7	86,248	448	86,697	92.7	0.5	930
	中小企業	11.1	45.8	86,960	4,701	91,661	64.9	4.8	1340
運輸業	大企業	14.2	39.6	80,995	7,475	88,471	101.5	7.8	798
	規模計	13.1	41.7	82,966	6,559	89,525	89.4	6.8	928
サービ	中小企業	23.9	45.0	86,332	2,137	88,469	72.5	1.3	1191
	大企業	39.0	44.5	85,194	6,020	91,214	90.3	8.4	943
ス業	規模計	32.0	44.7	85,723	4,215	89,938	82.0	5.1	1045
	中小企業	34.4	43.5	86,107	3,428	89,535	88.7	2.9	971
全産業	大企業	39.3	53.1	93,820	5,234	99,053	102.0	6.6	920
	規模計	37.5	49.5	90,924	4,556	95,480	97.0	5.2	937

#### (2)所定内実労働時間

平成13年7月1か月間の県内パートタイム労働者の所定内実労働時間は97.0時間となっている。規模別にみると、中小企業では88.7時間大企業では102.0時間となっている。

時給にすると 937 円となっており、中小企業では 971 円、大企業では 920 円となっている。(第18表)

#### (3)平均年齢・平均勤続月数

県内パートタイム労働者の平均年齢は 37.5 歳となっている。規模別にみると、中小企業では 34.4 歳、大企業では 39.3 歳となっている。平均勤続月数は 49.5 か月となっており、中小企業では 43.5 か月、大企業では 53.1 か月となっている。(第18表)

#### フ 週休制

何らかの形態の週休2日制を採用している企業は81.2 % (完全週休2日制は40.0 %)となっている。(第19表)

### (1)規模別

規模別にみると、何らかの形態の週休2日制を採用している企業は、中小企業では77.6%(完全週休2日制は30.6%) 大企業では89.0%(完全週休2日制は59.9%)となっている。(第19表)

## 第19表 週休制の形態

	週休	週休 1		週休 2 日制					いずれ
区分	1日制	日半制	完全	月3回	隔週	月2回	月1回	その他	でもない
中小企業	3.9	3.9	30.6	7.8	11.7	9.4	3.1	15.0	14.7
大企業	1.2	0.6	59.9	7.0	5.2	4.7	0.0	12.2	9.3
規模計	3.0	2.8	40.0	7.5	9.6	7.9	2.1	14.1	13.0

# (2)産業別

産業別にみると、何らかの形態の週休 2 日制を採用している企業の割合が最も高いのは「金融・保険業」100.0 %(完全週休 2 日制は 94.4 %)次いで「建設業」87.0 %(完全週休 2 日制は 45.9 %)以下「卸売・小売業」84.9 %、「サービス業」79.5 %、「製造業」78.9 %、「運輸業」66.1 %の順となっている。(第 2 0 表)

# 第20表 産業別週休制の形態

	週休	週休 1		週休 2 日制					いずれ
区分	1日制	日半制	完全	月3回	隔週	月2回	月1回	その他	でもない
建設業	3.3	1.6	45.9	6.6	11.5	11.5	3.3	8.2	8.2
製造業	2.3	0.0	32.8	9.4	10.9	8.6	1.6	15.6	18.0
卸売・小売業	3.2	0.0	38.7	7.5	7.5	7.5	0.0	23.7	11.8
金融・保険業	0.0	0.0	94.4	2.8	0.0	0.0	0.0	2.8	0.0
運輸業	5.1	5.1	20.3	8.5	6.8	6.8	1.7	22.0	23.7
サービス業	3.2	7.1	39.4	6.5	12.3	8.4	3.9	9.0	10.3
規模計	3.0	2.8	40.0	7.5	9.6	7.9	2.1	14.1	13.0

# § 2 調査の説明

# 1 調査の内容

### (1)調査の目的

県内の民間事業所に雇用される常用従業員及びパートタイム労働者の 平均賃金や労働時間並びに新規学校卒業者の初任給等の労働条件の実態 を明らかにし、賃金や労働時間等の労働条件改善の際の基礎資料とする。

#### (2)調査時点

平成13年7月31日現在。ただし、初任給については4月1日現在。

#### (3)調査対象

県内の建設業、製造業、卸売・小売業、金融・保険業、運輸業、サービス業に属する常用従業員 30 人以上の民間企業のうち、任意に抽出した 1,200 事業所を対象とした。

### (4)回答状況

調査対象事業所のうち回答があったのは 556 事業所(回答率 46.3 %) で、このうち記載不備のもの等を除いた 542 事業所について集計した(有 効回答率 45.2 %)。

# 対象事業所数及び集計事業所数

区分	対 象 数	集計数	中小企業	大 企 業
建 設 業	1 1 6	6 1	4 6	1 5
製 造 業	2 4 7	1 3 2	9 7	3 5
卸売・小売業	3 0 0	9 6	5 6	4 0
金融・保険業	6 6	3 6	7	2 9
運 輸 業	1 6 5	6 1	4 4	1 7
サービス業	3 0 6	1 5 6	1 1 6	4 0
合 計	1,200	5 4 2	3 6 6	176

なお、中小企業と大企業の区分は、事業所の属する企業の従業員数(本社、工場、営業所等を含めた全従業員数)により、従業員300人未満の企業を中小企業、300人以上の企業を大企業とする。

#### (5)調査方法

郵送・自計により行った。

### (6)調査項目

支 給 賃 金 額 等・・・常用従業員及びパートタイム労働者に ついて、従業員数、勤続年(月)数、 年齢、基準内賃金、基準外賃金、所定 内実労働時間、所定外実労働時間を調 査した。

各種手当等の支給状況・・・家族手当、役付手当、通勤手当、住宅 手当、精皆勤手当を調査した。

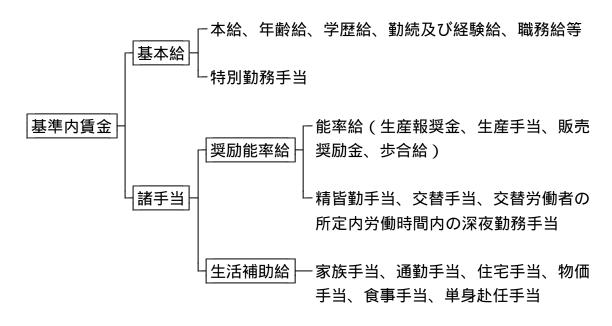
新規学卒者の初任給・・・学歴別、職種別に、平成13年度の初任給と平成14年度採用予定者の初任 給を調査した。

週 休 制 の 形 態・・・週休2日制の実施状況について調査した。

#### 2 主な用語の説明

# (1)基準内賃金と基準外賃金

基準内賃金と基準外賃金は、次の賃金項目をいう。



臨時に支給される賞与、夏期手当は含まない。

#### (2)常用従業員

期間を定めずに、または1か月を越える期間を定めて雇われる者をいう。パートタイマー、臨時、日雇労働者等の呼称にかかわらず、1日の所定労働時間が正社員と変わらず、調査月前2か月にそれぞれ 18 日以上雇われている者を含む。

## (3)パートタイム労働者

1日、1週、または1か月の所定労働時間が、「常用従業員」より短い労働者をいう。

### (4)諸手当

家族手当・・・扶養家族を有する者に対して支給される手当。

役付手当・・・管理、監督ないしこれに準ずる職制上の地位にある 者に対して支給される手当。

通勤手当・・・通勤交通費の全額または一部として支給される手当 (定期乗車券、回数券等による現物支給を含む)。

住宅手当・・・家賃等の住宅費の補助として支給される手当。

精皆勤手当・・・一定期間の出勤奨励を目的として支給される手 当。

### (5)初任給

新規学卒者の基準内賃金(ただし、精皆勤手当、家族手当、通勤手当 を除く)をいう。

### (6)週休制

各事業所における週休制度の実施形態をいう。土・日が週休制でない 事業所については、1か月間の決まった休日の日数により、各形態に分類した。

### 3 調査地区の区分

#### 調査地区の区分

地区別	市郡名
福岡	福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、
	古賀市、筑紫郡、粕屋郡、宗像郡、糸島郡
北九州	北九州市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、京都郡、築上郡
筑後	大牟田市、久留米市、柳川市、甘木市、八女市、筑後市、大川市、
	小郡市、朝倉郡、浮羽郡、三井郡、三潴郡、八女郡、山門郡、三池郡
筑豊	直方市、飯塚市、田川市、山田市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡